

# 保険税水準の統一に向けた検討について

令和 5 (2023)年 2 月27日 栃木県保健福祉部国保医療課

## 1 概要

国保運営方針（第 2 期：令和 3 (2021)年度から令和 5 (2023)年度）に基づき、昨年度以降、県・市町間で次期国保運営方針（第 3 期：令和 6 (2024)年度から）に盛り込むことを見据えて、保険税水準の統一に向けた対応について検討を行ってきたが、今年度の検討によって対応（案）の整理に至ったため、その内容とともに、令和 5 (2023)年度の次期国保運営方針の策定スケジュールについて報告するもの。

### 【参考】「保険税水準の統一に向けた検討」の背景と本県の検討状況

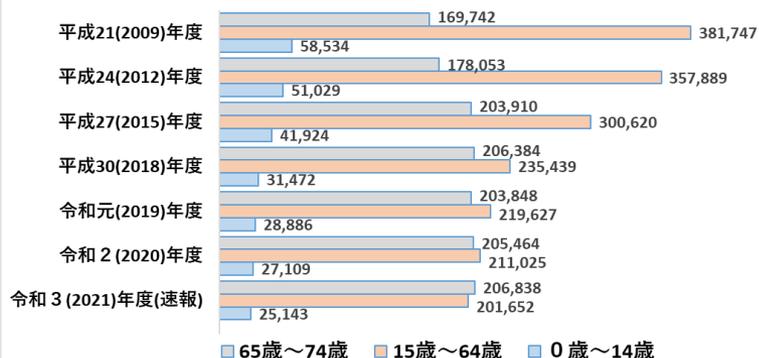
- ・国民健康保険が抱える構造的な課題に対し、広域的な「相互扶助」と被保険者間の「公平な負担」による持続可能な運営が求められた。
- ・平成30(2018)年度の国保制度改革において、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、財政運営が都道府県単位化され、都道府県が、市町村ごとの標準保険料率を提示するとともに、国保運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化を推進することとなった。
- ・国は、納付金算定ガイドライン（令和 2 (2020)年 5 月改定）において、将来的に保険税水準の統一（同一都道府県において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準）を目指すこととされた。
- ・「全世代対応型の社会保障制度を構築」するための法改正により、保険税水準の統一が令和 6 (2024)年 4 月から、国民健康保険運営方針の必須記載事項となる。
- ・本県では、県・市町間の保険税水準の統一に向けた具体的な検討を令和 3 (2021)年度から開始し、保険税水準の統一の考え方（定義）や統一までの進め方についての対応（案）を整理するとともに、事務の標準化・広域化に係る検討テーマ（短期証・資格証の交付基準の統一、高額療養費の支給申請手続の簡素化等）の議論を実施した。

## 参考 本県の主な関連データ

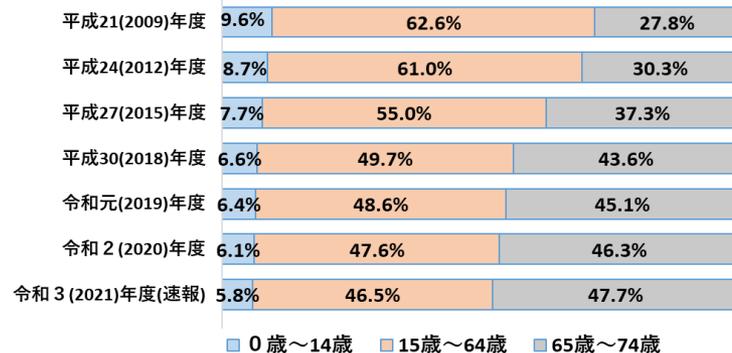
### (1) 被保険者数と年齢構成の推移 (出典：国民健康保険実態調査 (厚生労働省))

栃木県年齢構成	平成21(2009)年度		平成24(2012)年度		平成27(2015)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度		令和3(2021)年度(速報)	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
0歳～14歳	58,534	9.6%	51,029	8.7%	41,924	7.7%	31,472	6.6%	28,886	6.4%	27,109	6.1%	25,143	5.8%
15歳～64歳	381,747	62.6%	357,889	61.0%	300,620	55.0%	235,439	49.7%	219,627	48.6%	211,025	47.6%	201,652	46.5%
65歳～74歳	169,742	27.8%	178,053	30.3%	203,910	37.3%	206,384	43.6%	203,848	45.1%	205,464	46.3%	206,838	47.7%
計	610,023	-	586,971	-	546,454	-	473,295	-	452,361	-	443,598	-	433,633	-

被保険者数(人)の推移 (年齢構成別)

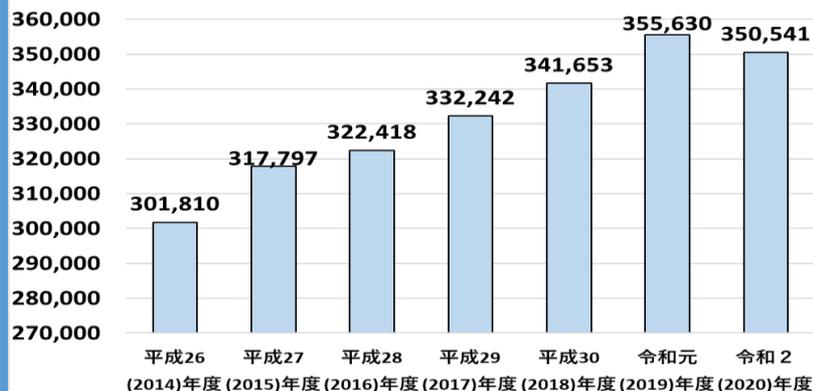


被保険者(市町国保)の年齢構成比の推移



### (2) 1人当たり国保医療費の推移 (出典：国民健康保険事業年報 (厚生労働省))

1人当たり国保医療費(円)の推移



#### (1) 被保険者数と年齢構成の推移

- ・ 被保険者数は減少の傾向
- ・ 被保険者の年齢構成は高くなる傾向

#### (2) 1人当たりの国保医療費の推移

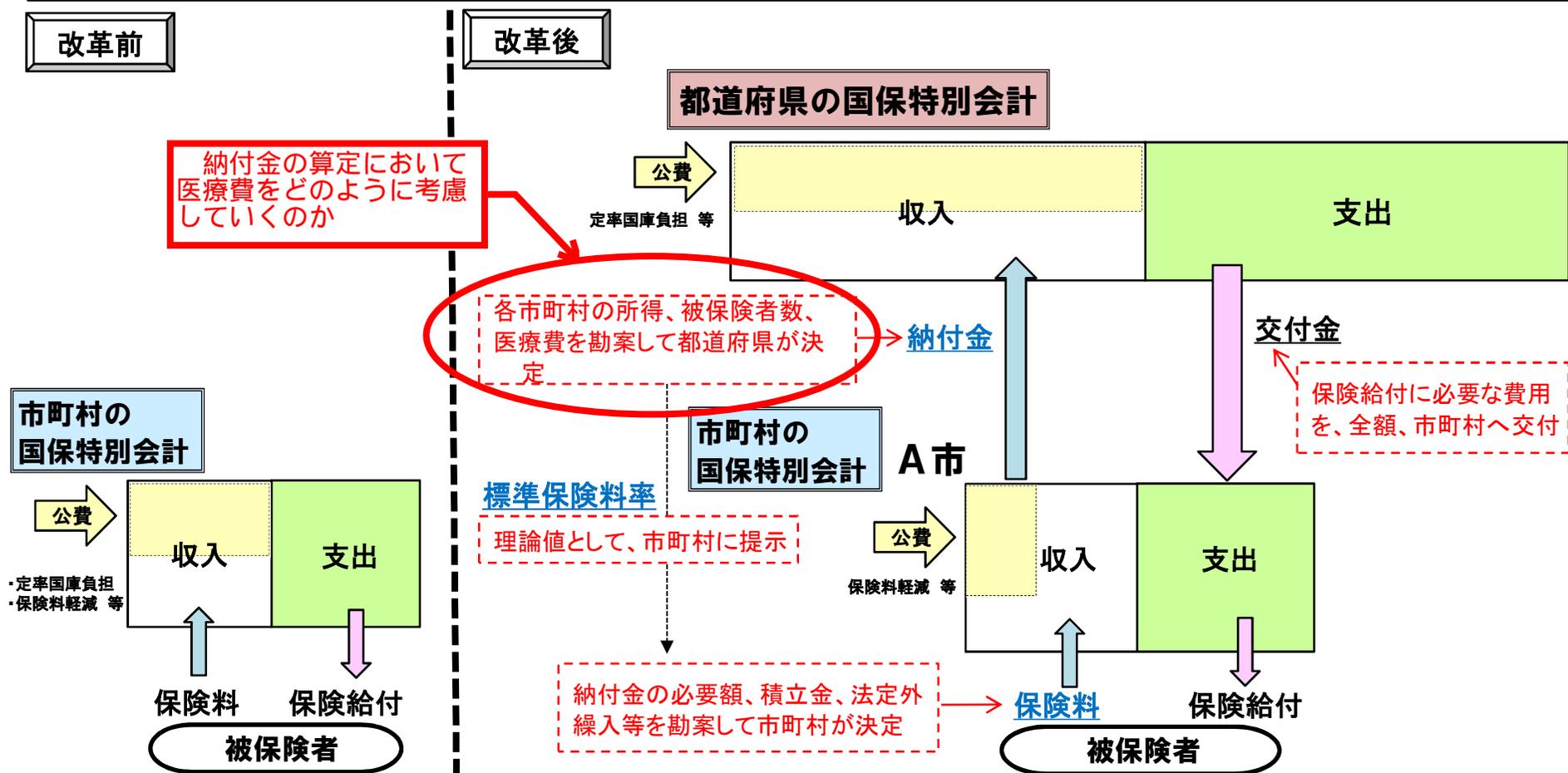
- ・ 増加の傾向

## 改革後の国保財政の仕組み

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



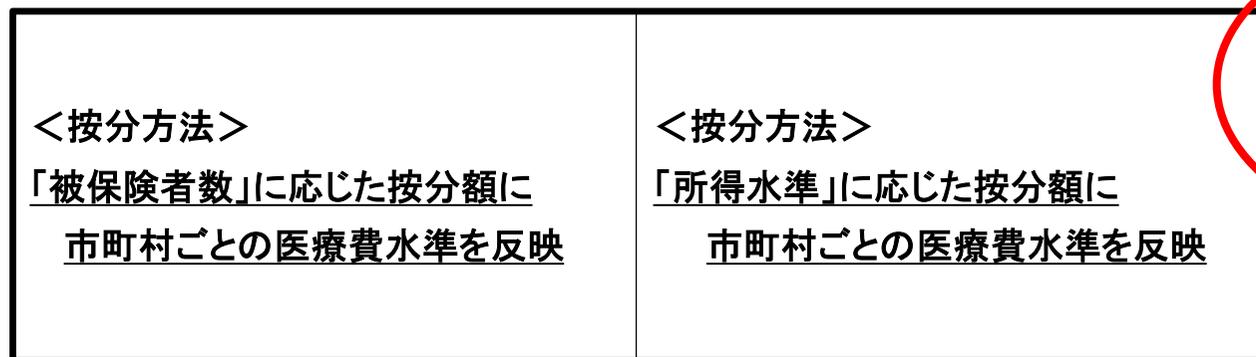
出典：厚生労働省ホームページ掲載資料（一部加工）

## 納付金の市町村への配分

公平な保険税水準となるよう、市町ごとの医療費水準を考慮しない方法へ、どのように移行していくのか？

- 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの「被保険者数」と「所得水準」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

### ＜市町村の納付金額＞



所得水準の高い都道府県ほど、割合大  
(全国平均並の所得水準の場合、全体の50%)

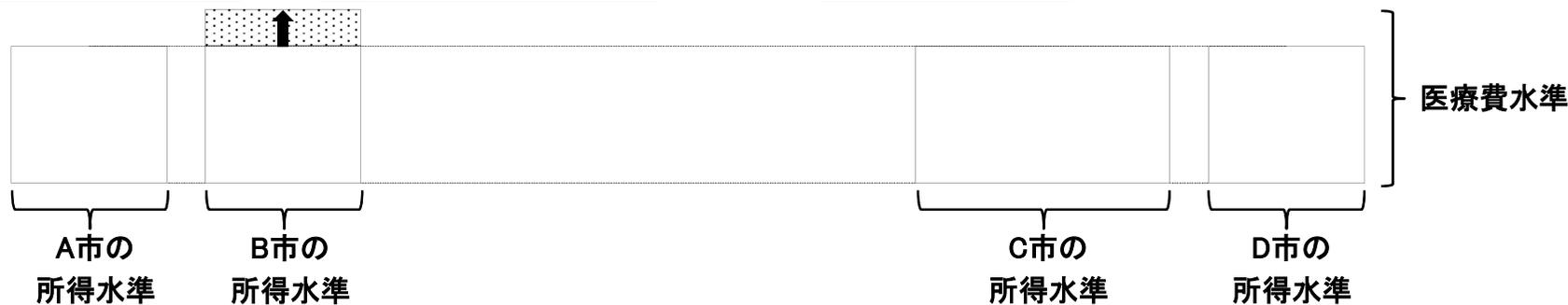
医療費水準をどの程度反映するかは、都道府県ごとに調整可能

医療費水準(年齢調整後)を反映

所得水準をどの程度反映するかは、都道府県ごとに調整可能

- 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

- 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。



## 2 今年度の検討状況（令和5（2023）年2月1日第3回連携会議時点まで）

### （1）令和4（2022）年度後期高齢者医療主管課長及び国民健康保険主管課長（事務局長）会議（令和4（2022）年4月26日）

令和3（2021）年度の検討状況と令和4（2022）年度の検討継続について説明。

### （2）令和4（2022）年度市町村長会議（令和4（2022）年5月24日）

検討の背景と県・市町間の検討を継続していくこと、県が市町長等を訪問して意見交換を行うことを説明。

### （3）第1回栃木県国保運営方針連携会議合同分科会（令和4（2022）年6月9日）

分科会ごとの検討テーマについて、令和3（2021）年度の検討状況及び令和4（2022）年度の検討内容を協議。

### （4）各市町長等との意見交換（令和4（2022）年7月4日から8月23日）

県が市町長等を個別に訪問して、①統一の定義、②工程表の具体化、に係る対応の方向について意見交換を実施。

### （5）栃木県国保運営方針連携会議及び分科会

開催の概要は次ページ（P6～7）のとおり。

### （6）令和4（2022）年度第1回栃木県国民健康保険運営協議会（令和4（2022）年10月25日）

令和4（2022）年度第1回栃木県国保運営方針連携会議時点までの検討状況のほか、第3期国保運営方針への記載内容や今後の検討スケジュール等を報告。

## ※ 栃木県国保運営方針連携会議分科会の開催状況

### ① 財政運営分科会

納付金・標準保険料率の算定に係る検討テーマを議題とした開催は次のとおり。

開催回及び日程	主な検討事項（概要）
第1回：令和4(2022)年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4(2022)年度の協議事項（重点項目）及びスケジュールの説明</li> <li>・ 保険料水準に係る令和3(2021)年度の検討状況及び令和4(2022)年度の検討内容の協議</li> </ul>
第3回：令和4(2022)年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月から8月にかけて実施した、市町長等との意見交換の結果概要について共有</li> <li>・ 意見交換の結果を踏まえて「医療費指数反映係数（<math>\alpha</math>）の扱い」及び「統一に向けた激変緩和措置（2号繰入金）の設定」に係る対応案を検討</li> </ul>
第4回：令和4(2022)年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「医療費指数反映係数（<math>\alpha</math>）の扱い」及び「統一に向けた激変緩和措置（2号繰入金）の設定」に係る対応案を検討</li> </ul>
第5回：令和4(2022)年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「医療費指数反映係数（<math>\alpha</math>）の扱い」及び「統一に向けた激変緩和措置（2号繰入金）の設定」に係る対応案を検討</li> <li>・ 「高額医療費・特別高額医療費の共同負担」、「出産育児一時金・葬祭諸費の共同負担」及び「審査支払手数料の共同負担」に係る対応案を検討</li> </ul>
第7回：令和4(2022)年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「高額医療費・特別高額医療費の共同負担」、「出産育児一時金・葬祭諸費の共同負担」及び「審査支払手数料の共同負担」に係る対応案を検討</li> <li>・ 「保険料算定方式の統一について」及び「賦課限度額の統一について」に係る対応案を検討</li> </ul>

② その他の分科会（資格管理・保険給付分科会、国保税分科会、保健事業分科会）

事務の標準化・広域化に係る検討テーマを議題とした開催は次のとおり。

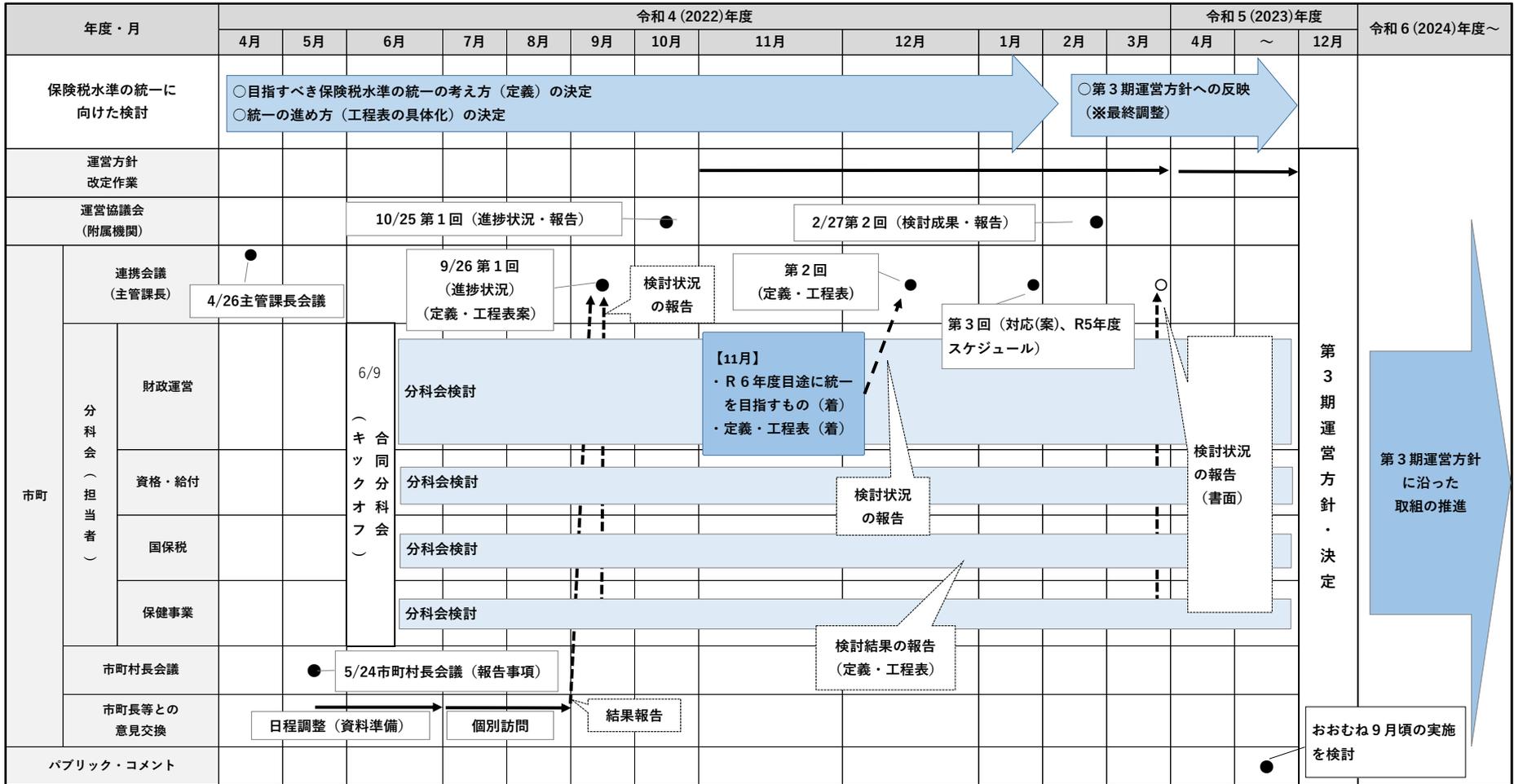
開催回及び日程		主な検討事項（概要）
資格管理・保険給付分科会	第1回：令和4(2022)年8月2日	・令和3(2021)年度の検討状況及び令和4(2022)年度の検討内容の協議 ※国保税分科会との合同開催
	第2回：令和4(2022)年11月17日	・「短期証・資格証の交付基準の統一について」及び「高額療養費の支給申請手続の簡素化等について」の対応案の協議
国保税分科会	第1回：令和4(2022)年8月2日	・令和3(2021)年度の検討状況及び令和4(2022)年度の検討内容の協議 ※資格管理・保険給付分科会との合同開催
保健事業分科会	第1回：令和4(2022)年8月8日	・令和3(2021)年度の検討状況及び令和4(2022)年度の検討内容の協議
	第2回：令和4(2022)年12月6日	・「データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健指導の実施」について対応案の協議

※ 栃木県国保運営方針連携会議の開催状況

主に財政運営分科会の検討状況を踏まえた次期国保運営方針に盛り込む内容を議題とした開催は次のとおり。

開催回及び日程	主な検討事項（概要）
第1回：令和4(2022)年9月26日	・令和4(2022)年度の検討経過の報告（7月から8月にかけて実施した市町長等との意見交換の結果概要の共有を含む） ・第3期国保運営方針に盛り込む内容についての協議 ・令和4(2022)年度の検討スケジュールの共有
意見照会：令和4(2022)年10月28日	・第3期国保運営方針に盛り込む内容について意見照会を実施
第2回：令和4(2022)年12月16日	・第3期国保運営方針に盛り込む内容の（案）の協議
第3回：令和5(2023)年2月1日	・保険税水準の統一に向けた対応（案）の整理 ・第3期国保運営方針策定のスケジュールの共有

# 参考：令和4(2022)年度の検討スケジュールの状況



### 3 保険税水準の統一に向けた対応について（案）

今年度、県と市町の協議により整理を行った、次期国保運営方針に盛り込む「保険税水準の統一の考え方（定義）」及び「統一までの進め方」の対応（案）は次のとおり。

#### ①保険税水準の統一の考え方（定義）

将来に渡って、持続可能な国民健康保険制度を維持していくため、市町単位から県単位での支え合いに移行していくことにより、高額な医療費の発生や国民健康保険が抱える構造的な課題による財政運営の不安定リスクを県単位で分散し、県内の被保険者間の受益と負担の公平等を図ることとし、**原則として「県内において、同じ世帯構成・同じ所得水準であれば同じ保険税水準」を目指していく。**

ただし、共同負担とすると市町間の不公平が生じる項目（※）については、統一の対象としない例外を設け、これを本県における「完全統一」と定義していく。

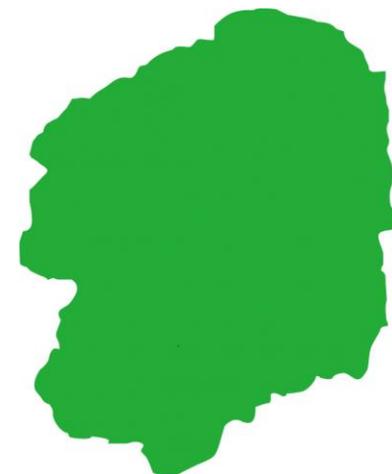
※ 財政安定化基金償還分、地方単独事業減額調整分など

#### 【将来的に目指すイメージ】

<現在> 市町単位



<将来> 県単位



#### 保険税水準の平準化

- ・ 県は納付金・市町村標準保険料率の算定条件を統一
- ・ 将来的に市町は県が算定した市町村標準保険料率により税率を決定

#### 事務の標準化・広域化

- ・ 資格管理・保険給付の手續、国保税収納対策などの事務の内容を平準化

## ②統一までの進め方について：検討テーマごとの工程表（詳細は別添資料①）

### 【納付金ベースの統一（令和6(2024)年度から段階的に移行）】

国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の算定方法を以下のとおり統一していく。

- これまで市町ごとの医療費水準の多寡を完全に反映させてきた算定方法（医療費指数反映係数  $\alpha = 1$ ）について、第3期国保運営方針が開始する**令和6(2024)年度から、5年の移行期間を設けて、納付金の急激な増減を抑制しながら、段階的に  $\alpha = 0$ （令和10(2028)年度）に近づけていく。**

**(R5  $\alpha = 1$ 、R6  $\alpha = 0.8$ 、R7  $\alpha = 0.6$ 、R8  $\alpha = 0.4$ 、R9  $\alpha = 0.2$ 、R10  $\alpha = 0$ )**

- $\alpha = 0$  への移行に伴って、**医療費水準に応じた新たな評価制度(医療費水準に応じた2号繰入金の活用)を導入していく。**
- 高額医療費や特別高額医療費は、 $\alpha = 0$  への移行に合わせて段階的に共同負担していく。
- 出産育児一時金や葬祭諸費及び審査支払手数料は、 $\alpha = 0$  の達成年度（令和10(2028)年度）から共同負担していく。

### <算定方式・賦課限度額の統一>

併せて、次の2項目についても、令和10(2028)年度までに統一していく。

- 算定方式を3方式に統一していく。
- 地方税法施行令の賦課限度額に統一していく（政令で定める限度額との差がある市町においては、原則として、施行令の限度額まで引き上げを行っていくこととするが、政令改正後の速やかな市町条例の改正が困難である場合には政令改正の1年後の引上げを許容しつつ、速やかな引上げの方法について引き続き検討していく）。

### 【完全統一】

市町間の収納率較差の縮小や医療費適正化、事務の標準化などに取り組むとともに、納付金ベースの統一を段階的に進めた上で、収納率較差が一定程度まで縮小された時点から、完全統一（県内において、同じ世帯構成・同じ所得水準であれば同じ保険税水準）を実現していく。

工程表 (主なもの)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	...	R〇~
	第2期 国保運営方針			第3期国保運営方針~							
				納付金ベースの統一への移行期間				完全統一への移行期間		完全統一	
ア 納付金算定で医療費水準を考慮しない方法に移行	市町ごとの医療費水準を考慮した算定			段階的に市町ごとの医療費水準を考慮しない方法に移行				納付金ベースの統一	市町ごとの医療費水準を考慮しない状態		完全統一
イ 統一に向けた激変緩和措置の設定	納付金上昇を抑制する新たな緩和措置の導入			現行の緩和措置から医療費水準に着目した緩和措置へ段階的に切替え					市町ごとの医療費水準に着目した緩和措置		

### ③納付金ベースの統一について

ア 医療費水準を考慮しない方法へ段階的に移行(R5  $\alpha = 1$ 、R6  $\alpha = 0.8$ 、R7  $\alpha = 0.6$ 、R8  $\alpha = 0.4$ 、R9  $\alpha = 0.2$ 、R10  $\alpha = 0$ )

※ $\alpha$ は納付金算定における医療費水準反映係数。 $\alpha = 0$ で医療費水準を考慮しない(=納付金ベースの統一)。

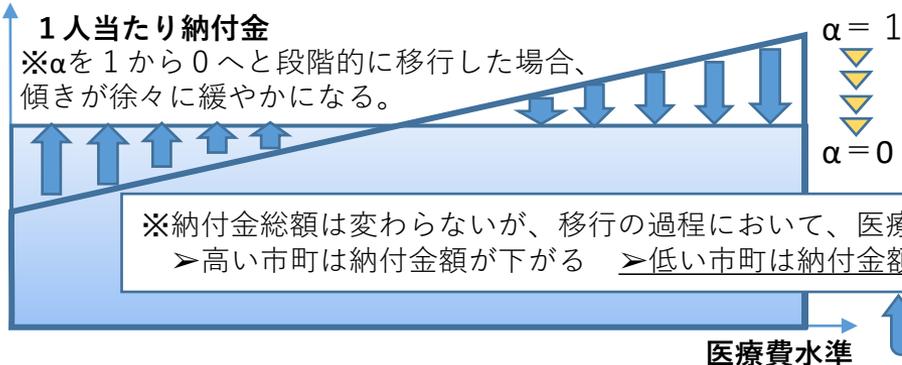
イ「医療費水準に着目した」新たな緩和措置の導入

・医療費水準が最も高い市町を基点として、医療費水準の低い市町から重点的に傾斜配分措置。(医療費水準は毎年度変動)

納付金算定に当たって $\alpha = 0$ とすることを「**納付金ベースの統一**」という。(国定義)

1人当たり納付金

※ $\alpha$ を1から0へと段階的に移行した場合、傾きが徐々に緩やかになる。



医療費指数が県内で最も高い市町を基点に、その差を緩和措置額の計算に活用する。

例) A市・・・1.05 ← 基点  
B市・・・1.00 (+0.05)  
C町・・・0.95 (+0.10) ← 係数に活用  
D市・・・0.92 (+0.13)  
E町・・・0.90 (+0.15)

※基点及び係数は毎年度変動する。

#### 4 令和5(2023)年度の次期国保運営方針策定スケジュール（随時調整）

令和6(2024)年度からの次期国保運営方針（令和5(2023)年12月決定を見込む）については、市町の意見を踏まえながら策定作業を進め、県国民健康保険運営協議会の審議やパブリック・コメント等の意見を踏まえて決定する。

	令和5(2023)年度												令和6(2024)年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
県運営協議会 (附属機関)		諮問 5/31～6/2 のいずれか 1日(仮)		8/23～8/25 のいずれか 1日(仮)				11/29～12/1 のいずれか 1日(仮)	答申						
連携会議 (主管課長)		骨子案 5/11(仮)		素案 7/27(仮)				案 9/29(仮)							
連携会議 分科会 (担当者)	保険税水準の統一に向けた 継続検討事項の協議等			(意見 担当 宛て)				(意見 市町 聴取 宛て)							
県民		県運営協議会 (第1回)の 審議状況の公表		県運営協議会 (第2回)の 審議状況の公表				県運営協議会 (第3回)の 審議状況の公表							
						パブリック・コメント				第3期 国保運営 方針決定					・第3期 国保運営方針 に沿った取組 の推進 ・保険税水準 の統一に向け た継続検討事 項の協議等

保険税水準の統一に向けた工程表（案）

令和5(2023)年2月27日 栃木県保健福祉部国保医療課

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R . . . . .	R 〇〇	
		第2期運営方針			第3期運営方針～（3年間の場合）				第4期運営方針～					
		第2期運営方針			取組や検討の進捗に応じた工程表の見直し（随時）				完全統一への移行期間					
		第2期運営方針			納付金ベースの統一への移行期間				納付金ベース統一の状態を維持しながら取組を実施					
		第2期運営方針			納付金ベースの統一				完全統一					
令和6年度から統一に移行	財政運営分科会	<No.1> 医療費指数反映係数（α）の扱い	α = 1			α = 0.8	α = 0.6	α = 0.4	α = 0.2	α = 0 に移行				
		<No.2> 統一に向けた激変緩和措置（2号繰入金）の設定	H30年度の制度改革に伴う激変緩和措置			「医療費指数に応じた2号繰入金の活用」の導入				「医療費指数に応じた2号繰入金の活用」への完全移行				
		<No.3> 高額医療費・特別高額医療費の共同負担	市町単位で算定			α = 0.8 に合わせ	α = 0.6 に合わせ	α = 0.4 に合わせ	α = 0.2 に合わせ	α = 0 に移行と合わせて県単位の共同負担に移行				
		<No.4> 出産育児一時金・葬祭諸費の共同負担	市町単位で算定			市町単位で算定				α = 0 に移行と合わせて県単位の共同負担に移行				
		<No.5> 審査支払手数料の共同負担	市町単位で算定			市町単位で算定				α = 0 に移行と合わせて県単位の共同負担に移行				
		<No.6> 保険税算定方式の統一	市町ごとに算定			3方式に移行				3方式に統一				
		<No.7> 賦課限度額の統一	地方税法施行令の賦課限度額へ移行			施行令の限度額と近い値となる場合は、施行令に近付けるための引上げを実施				地方税法施行令の課税限度額に統一される状態を維持				
統一可能な時期を検討	財政運営分科会	①市町の実状を調査等した上で検討していく項目												
		<No.8> 特定健診等の共同負担	市町単位で算定			対応の検討と移行の期間				県単位の共同負担に移行				
		<No.9> 保険税で賄う保健事業費の基準額の統一	市町単位で算定			対応の検討と移行の期間				県単位の共同負担に移行				
②どの状態が平準化されたとみなすか検討していく項目														
<No.10> 取納率の高低で保険税率が変化しないよう納付金算定において「標準的な取納率」による調整を実施	取納率の差を反映			対応の検討と移行の期間				「標準的な取納率」による調整						

1 統一を目指す項目

完全統一（必須要件）

完全統一（必須要件とはしない）

完全統一（必須要件）

保険税水準の統一に向けた工程表（案）

				R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R . . . . .	R〇〇	
		検討テーマ	取組又は検討の方向性	第2期運営方針			第3期運営方針～（3年間の場合）			第4期運営方針～						
							取組や検討の進捗に応じた工程表の見直し（随時）									
							納付金ベースの統一への移行期間			完全統一への移行期間		完全統一				
										納付金ベース統一の状態を維持しながら取組を実施						
1	(2)	統一可能な時期 を 検討 する	③令和6年度から3箇年度間など移行期間を設ける項目													
			<No.11> 保険税及び一部負担金の減免基準の統一 ※資格管理・保険給付分科会との共通検討テーマ ※国税分科会との共通検討テーマ	「標準的な基準（共通基準）」を設定し、その範囲については納付金の対象（＝保険税を財源）として、県全体に必要な費用を賄う必要がある。 ・このため、①各市町の現行基準等を整理の上、「標準的な基準（共通基準）」の範囲を設定するとともに、②現在、減免を受けている被保険者への影響を考慮し、例えば、R6からの3年間など、一定の移行期間を設けることとしていく。	市町単位で算定	基準の統一又は統一の対象外へ				完全統一（必須要件とはしない）						
【追加事項】	(3)	検討事項	市町保有基金(国保特別会計)の取扱いの整理		各市町の裁量による活用											
			各市町の応能割合、応益割合の整理		市町ごとに設定											
			取納対策や医療費適正化取組の維持（医療費指数に応じた2号繰入金の活用の方・モラル・ハザード防止策の検討）		取納対策・医療費適正化の取組を推進											
			その他検討が必要な事項（随時、課題を精査）		進捗状況に合わせて課題を検討											
		納付金ベースの統一の達成、収納率や医療費水準などの進捗を確認しながら、完全統一への移行を具体化する段階で検討が必要												完全統一（必須要件とする可能性あり）		
2	(4)	国の動向に合わせ 当分の間 共同負担しない	<No.13> 保険者努力支援制度（取組評価分） （市町村分）の扱い		市町ごとの獲得額に応じた納付金を算定				又は		県単位の共同負担に移行		又は		県単位の共同負担の対象外	
			<No.14> 保険者努力支援制度（取組評価分） （都道府県分）の扱い		県版保険者努力支援制度による市町ごとの獲得額				又は		県単位の共同負担に移行		又は		県単位の共同負担の対象外	
			<No.15> 特別交付金（2号評価分）の扱い		県版保険者努力支援制度による市町ごとの獲得額				又は		県単位の共同負担に移行		又は		県単位の共同負担の対象外	
		・市町の医療費適正化等に関する取組の評価に応じて市町ごとに異なる額が交付される国のインセンティブ制度であるため、国の動向に合わせて検討することとしていく。		当面は、引き続き市町の取組の評価に応じて市町ごとに交付を行う										完全統一（必須要件とはしない）		
3	共同負担しない	<No.16> 財政安定化基金償還分の共同負担		基金償還分は、収納率の悪化等による保険料収納不足額に対し貸付を行う特殊性から、共同負担しない（例外的に税率設定を許容又は一般会計からの繰入れ）こととしていく。										県単位の共同負担の対象外		
		<No.17> 地方単独事業減額調整分の共同負担		市町ごとに発生した国庫負担減額調整措置（ペナルティ）に係る費用と同額を、共同負担はせずに当該市町の一般会計から繰り入れて充当することにより、保険税率に差が生じない対応することとしていく。										県単位の共同負担の対象外		
		<No.12> 直営診療施設運営費の共同負担		無医地区等の医師不足の地域をなくす目的で設置されている特殊性から、当分の間は、共同負担しない（例外的に税率設定を許容）こととしていく。												県単位の共同負担の対象外

保険税水準の統一に向けた工程表（案）

	検討テーマ	取組又は検討の方向性	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R . . . . .	R〇〇		
			第2期運営方針					第3期運営方針～（3年間の場合）			第4期運営方針～					
			取組や検討の進捗に応じた工程表の見直し（随時）											完全統一への移行期間	完全統一	
						納付金ベースの統一への移行期間			納付金ベース統一の状態を維持しながら取組を実施			完全統一				
4 事務の標準化・広域化を進める項目	① 資格管理に係る事務を標準化・広域化していくもの															
	<No.1> 短期証・資格証の交付基準の統一 ※国保税分科会との共通検討テーマ	・被保険者への公平性確保や収納対策の観点をふまえつつ、各市町の取扱い状況を把握しながら、県内で「標準的な基準（共通基準）」を設定して取り組むこととしていく。	共通基準の検討・決定			共通の取扱いに移行										完全統一 （必須要件とはしない）
	<No.2> 児童福祉法第27条第1項第3号の措置を受けた児童の被保険者資格の適用	・条例による被保険者の適用除外について、児童福祉法に基づく公費負担負担との関連を整理しながら、県内で「共通の取扱い」を検討することとしていく。	共通基準の検討・決定			共通の取扱いに移行										
	② 保険給付に係る事務を標準化・広域化していくもの															
	<No.3> 高額療養費の支給申請手続の簡素化	・各市町の取扱い状況や課題等を整理しながら、支給申請手続の簡素化について、県内で「共通の取扱い」を検討することとしていく。	共通基準の検討・決定			共通の取扱いに移行										完全統一 （必須要件とはしない）
	<No.4>> 出産育児一時金・葬祭諸費の共同負担 ※財政運営分科会との共通検討テーマ	・全市町同一単価を維持した上で、 $\alpha = 0$ の達成に合わせて、県全体の納付金総額（保険料収納必要額）に全市町の出産育児一時金・葬祭諸費に要する費用を加算し、県全体で共同負担することとしていく。	全市町が同一の給付単価を維持													
	<No.5> 保険税及び一部負担金の減免基準の統一 ※財政運営分科会、国保税分科会との共通検討テーマ	・「標準的な基準（共通基準）」を設定し、その範囲については納付金の対象（＝保険税を財源）として、県全体に必要な費用を賄う必要がある。 ・このため、①各市町の現行基準等を整理の上、「標準的な基準（共通基準）」の範囲を設定するとともに、②現在、減免を受けている被保険者への影響を考慮し、例えば、R6からの3年間など、一定の移行期間を設けることとしていく。	共通基準（一部負担金）の検討・決定			共通の取扱いに移行										完全統一 （必須要件とはしない）
	③ 国保税に係る算定条件を標準化・広域化していくもの															
	<No.1> 保険税算定方式の統一 ※財政運営分科会との共通検討テーマ	（財政運営分科会を検討の中心の場とし、国保税分科会では、財政運営分科会での検討状況を共有）	市町ごとに算定			3方式に移行			3方式に統一						完全統一 （必須要件）	
	<No.2> 賦課限度額の統一 ※財政運営分科会との共通検討テーマ		財政運営分科会における検討状況の共有						地方税法施行令の賦課限度額へ移行							完全統一 （必須要件）
④ 国保税に係る事務を標準化・広域化していくもの																
<No.3> 保険税及び一部負担金の減免基準の統一 ※財政運営分科会、資格管理・保険給付分科会との共通検討テーマ	・「標準的な基準（共通基準）」を設定し、その範囲については納付金の対象（＝保険税を財源）として、県全体に必要な費用を賄う必要がある。 ・このため、①各市町の現行基準等を整理の上、「標準的な基準（共通基準）」の範囲を設定するとともに、②現在、減免を受けている被保険者への影響を考慮し、例えば、R6からの3年間など、一定の移行期間を設けることとしていく。	共通基準（保険税）の検討・決定			共通の取扱いに移行										完全統一 （必須要件とはしない）	
<No.4> 本算定・保険税納付期限の統一	・被保険者への分かりやすさや公平性の観点を踏まえて、被保険者に対する影響（1回当たり納める保険税額）、各市町の収納対策やシステム改修への影響、納付金の納付回数・時期等を勘案しながら統一する方向で検討することとしていく。	共通基準の検討・決定			共通の取扱いに移行											
<No.5> 短期証・資格証の交付基準の統一 ※資格管理・保険給付分科会との共通検討テーマ	・被保険者への公平性確保や収納対策の観点をふまえつつ、各市町の取扱い状況を把握しながら、県内で「標準的な基準（共通基準）」を設定して取り組むこととしていく。	資格管理・保険給付分科会との協議連携			共通の取扱いに移行											

保険税水準の統一に向けた工程表（案）

	検討テーマ	取組又は検討の方向性	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R . . . . .	R〇〇		
			第2期運営方針					第3期運営方針～（3年間の場合）			第4期運営方針～					
			取組や検討の進捗に応じた工程表の見直し（随時）											完全統一への移行期間	完全統一	
											納付金ベースの統一への移行期間	納付金ベース統一の状態を維持しながら取組を実施	完全統一			
国保税分科会	④ 国保税に係る事務を標準化・広域化していくもの															
	<No.6> 滞納処分・収納対策の統一	・県平均収納率（全国下位）の大幅向上並びに、滞納処分・収納対策の被保険者への公平性確保の観点を踏まえ、各市町の取扱いや対応の標準化・均一化・均質化を図るため、県内で「標準的な基準（共通基準）」を設定して取り組むこととしていく。	共通基準の検討・決定 → 共通の取扱いに移行													
	<No.7> 国保税納付方法の統一	・国保税納付方法の被保険者への公平性確保の観点を踏まえつつ、各市町の効果的な取組を把握しながら、県内で「標準的な基準（複数の納付方法）」を設定していくこととしていく。	対応の検討と移行期間													
4 事務の標準化・広域化を進める項目	⑤ 保健事業に係る事務を標準化・広域化していくもの															
	<No.1> 特定健診等の共同負担	※財政運営分科会との共通検討テーマ ・特定健診の基本項目における一人当たりの契約単価には隔たりがあるため、契約単価の「標準的な基準」の設定は難しい状況。 ・当面は、契約単価以外で統一が可能である項目について、国の動向や他都道府県の取組状況等を見極めながら、検討することとしていく。	共通基準の検討・決定 → 共通の取扱いに移行													
	<No.2> 保険税で賄う保健事業費の基準額の統一	※財政運営分科会との共通検討テーマ ・保険税を保健事業の財源の一部としない市町があるなど、現状では基準額の統一は困難な状況。 ・当面は、全市町が取り組む「糖尿病重症化予防事業」で統一が可能な内容を検討することとしていく。 ・また、市町共通の保健事業に保険税を充てる整理が可能であるか、国の動向や他都道府県の取組状況を把握しながら検討することとしていく。	共通基準の検討・決定 → 共通の取扱いに移行													
	<No.3> 特定健康診査の受診率及び特定保健指導実施率の向上について	・特定健診、特定保健指導の受診率向上のために各市町が実施している取組を共有し、各市町が取り入れることができる取組を検討することとしていく。	対応の検討と移行期間													
	<No.4> データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健指導の実施	・第3期データヘルス計画の策定段階から、計画開始後に各市町が統一して取り組むことができる基準を整理し、R6年度以降の取組を検討することとしていく。 ・各市町における専門職の参画状況の共有及び好事例の平準化について検討することとしていく。	第3期データヘルス計画に基づく保健指導の実施													
	<No.5> 栃木県糖尿病重症化予防プログラムについて	・R2年度国保ヘルスアップ支援事業の「糖尿病重症化予防プログラム実施のための対象者抽出ツール」の実施後、各市町が統一して取り組むことができる台帳の整備等を検討することとしていく。	共通の取扱いに移行													
	<No.6> 後発医薬品の使用状況について	・各市町の後発医薬品の使用状況等を共有し、更に市町が取り組み可能な内容又は支援等を検討することとしていく。	情報整理・共通基準の検討・決定 → 共通の取扱いに移行													
	<No.7> 適切な受療行動の促進（重複・頻回受診、重複・多剤服薬者の是正）	・各市町の間、重複・頻回受診、重複・多剤服薬者への取組状況や課題等の共有や県による実施が効果的である内容等を検討することとしていく。	共通の取扱いに移行													
<No.8> 保健事業と介護予防に係る取組との一体的実施について	・全市町がR6年度までに実施していくために、各市町の取組状況や課題等を共有することとしていく。	対応の検討と移行期間														

完全統一（必須要件とはしない）